

# ○提出者別タクソノミ作成ガイドライン 新旧対照表

第四版	第三版
<p><b>3-5 要素の決定</b></p> <p><b>3-5-2 該当なし要素</b></p> <p>ある項目について、「該当事項はありません。」のように、該当がない旨（該当がない理由を含む。「特記事項はありません。」は、該当がない旨の記載と同等とみなす。）を記載する場合に使用する要素を「該当なし要素」といいます。該当なし要素は、日本語ラベルの末尾が「・・・(該当なし)」(英語ラベルでは「・・・(N/A)」)となっています。該当なし要素の使い方については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「4 該当なし要素」を併せて参照してください。</p> <p>(削除)</p>	<p><b>3-5 要素の決定</b></p> <p><b>3-5-2 該当なし要素</b></p> <p>ある項目について、「該当事項はありません。」のように、該当がない旨（該当がない理由を含む。「特記事項はありません。」は、該当がない旨の記載と同等とみなす。）を記載する場合に使用する要素を「該当なし要素」といいます。該当なし要素は、日本語ラベルの末尾が「・・・(該当なし)」(英語ラベルでは「・・・(N/A)」)となっています。該当なし要素の使い方については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「4 該当なし要素」を併せて参照してください。</p> <p>EDINETタクソノミに用意されている要素で、該当なしの一文を記載できる要素には、次の図表のように、該当なし要素とテキストブロックで構成されています。使用するときは、どちらか一方のみを定義します。</p> <p style="text-align: center;"><b>図表 3-5-2 該当なし要素を含む要素(イメージ)</b></p> <div style="text-align: center;"> <p>図表 3-5-2 該当なし要素を含む要素(イメージ)</p> <p>フォーマットツリー(目次項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要素A             <ul style="list-style-type: none"> <li>包括タグ</li> </ul> </li> <li>要素B             <ul style="list-style-type: none"> <li>包括タグ</li> <li>該当なしタグ</li> </ul> </li> </ul> <p>表示リンク</p> <p>どちらかを選択。              ・包括タグを使用する場合、              該当なしタグを削除              ・該当なしタグを使用する場合、              包括タグを削除</p> </div> <p>ある項目について、該当がない旨を記載したい場合で、EDINETタクソノミに当該該当なし要素が用意されていないときは、開示書類等提出者自身で定義する必要があります。該当なし要素を定義する場合は、「5章 スキーマファイルの作成 5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値」を参照してください。</p> <p>なお、該当がないために項目の見出しのみで記載内容がない場合や、項目の見出し自体がない場合は、タグ付けしません。</p> <p>ある項目の記載事項の一部に該当がない旨（該当がない理由を含む。）の記載が含まれ、かつ、それ以外の情報も含まれている場合は、該当なし要素は使用しません（次の図表の例では、フォーマットツリーの包括タグを使用します。）。</p> <p style="text-align: center;"><b>図表 3-5-3 該当なし要素の定義(イメージ)</b></p>

## 4-3 ファイル名

### 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

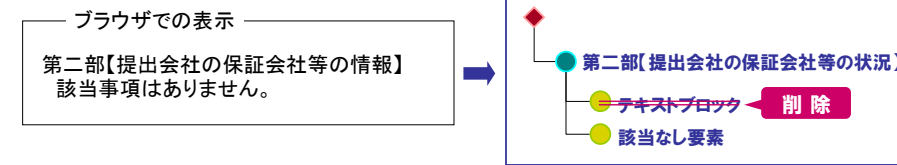
(略)

図表 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

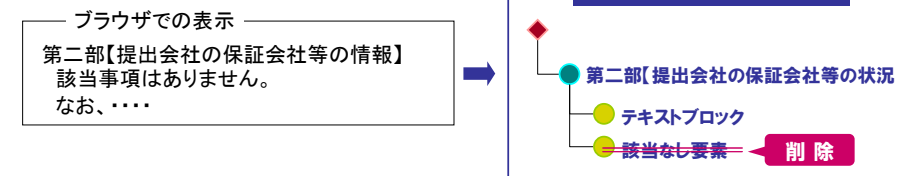
スキーマファイルの命名規約	
<b>報告書</b>	jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}.xsd
<b>独立監査人の報告書</b>	jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}.xsd
<p>※各項目の詳細は「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。</p> <p>※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。</p>	

(略)

「該当事項はありません。」という一文のみの場合



「該当事項はありません。」という一文の他に情報が含まれている場合



## 4-3 ファイル名

### 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

(略)

図表 4-3-1 スキーマファイルの命名規約

スキーマファイルの命名規約	
<b>報告書</b>	jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}.xsd
<b>監査報告書</b>	jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}.xsd
<p>※各項目の詳細は「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。</p>	

(略)

図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)

命名規約	値	桁数等	説明
jp	英字	固定値	独立監査人の報告書以外の場合に指定します。
(略)			
追番	数値	3桁	数値3桁の「000」から開始します。開示書類等提出者の追番を「000」とし、シリーズファンド、被合併会社等は同提出者のEDINETコードを基準に「001」以上の追番を付与します。 ※[追番]は連続になっている必要はなく、提出書類内で一意となるように指定します。 ※経年比較を可能とするため、一度付与した[EDINET(ファンド)コード+「追番」]は継続的に同じものを使用します。シリーズファンドの変更があった場合も振りなおしません。 ※[追番]には複数の財務諸表本表を区別する意味があり、提出者別タクソノミが複数の場合、提出者別タクソノミの順序を表します。
(略)			
報告書提出日	数値	YYYY-MM-DDの形式	報告書の提出日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) ※XBRL データを訂正再提出する場合、報告書提出回数後の報告書提出日には、訂正報告書の提出日を指定します。 ※「追番」の後に「報告書提出日」を指定した場合でも、「報告書提出回数」の後に再度「報告書提出日」を指定します。

図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)

命名規約	値	桁数等	説明						
jpaud	英字	固定値	独立監査人の報告書の場合に指定します。						
(略)									
連結又は個別の別	英字	1桁	次のいずれかを指定します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>値</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c</td> <td>連結</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>個別</td> </tr> </tbody> </table>	値	説明	c	連結	n	個別
値	説明								
c	連結								
n	個別								
追番	数値	3桁	数値3桁の「000」から開始します。 独立監査人の報告書の対象となるファンドの財務諸表本表に用いる追番と一致させます。						

図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)

命名規約	値	桁数等	説明
jp	英字	固定値	監査報告書以外の場合に指定します。
(略)			
追番	数値	3桁	数値3桁の「000」から開始します。開示書類等提出者の追番を「000」とし、シリーズファンドは同提出者のEDINETコードを基準に「001」以上の追番を付与します。 ※[追番]は連続になっている必要はなく、提出書類内で一意となるように指定します。 ※経年比較を可能とするため、一度付与した[EDINET(ファンド)コード+「追番」]は継続的に同じものを使用します。シリーズファンドの変更があった場合も振りなおしません。 ※[追番]には複数の財務諸表本表を区別する意味があり、提出者別タクソノミが複数の場合、提出者別タクソノミの順序を表します。
(略)			
報告書提出日	数値	YYYY-MM-DDの形式	報告書の提出日(年(西暦4桁)月(2桁)日(2桁)) ※XBRL データを訂正再提出する場合には、その提出日を指定します。

図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(監査報告書)

命名規約	値	桁数等	説明						
jpaud	英字	固定値	監査報告書の場合に指定します。						
(略)									
連結又は個別の別	英字	1桁	次のいずれかを指定します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>値</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c</td> <td>連結</td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>個別</td> </tr> </tbody> </table>	値	説明	c	連結	n	個別
値	説明								
c	連結								
n	個別								

(追加)

### 4-3-2 名称リンクの命名規約

(略)

図表 4-3-5 名称リンクの命名規約

名称リンクの命名規約
<b>名称リンク(日本語)</b> jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}_lab.xml
<b>名称リンク(英語)</b> jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}_lab-en.xml ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。 ※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

### 4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約

(略)

図表 4-3-6 ジェネリックラベルリンクの命名規約

ジェネリックラベルリンクの命名規約
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}_gla.xml ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。 ※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

### 4-3-2 名称リンクの命名規約

(略)

図表 4-3-5 名称リンクの命名規約

名称リンクの命名規約
<b>名称リンク(日本語)</b> jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}_lab.xml
<b>名称リンク(英語)</b> jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}_lab-en.xml ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

### 4-3-3 ジェネリックラベルリンクの命名規約

(略)

図表 4-3-6 ジェネリックラベルリンクの命名規約

ジェネリックラベルリンクの命名規約
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番(3桁)}_{EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)}_{報告対象期間期末日 報告義務発生日}_{報告書提出回数(2桁)}_{報告書提出日}_gla.xml ※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

#### 4-3-4 表示リンクの命名規約

(略)

図表 4-3-7 表示リンクの命名規約

表示リンクの命名規約
<b>報告書</b>
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_pre.xml
<b>独立監査人の報告書</b>
jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_pre.xml
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。
※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

#### 4-3-5 定義リンクの命名規約

(略)

図表 4-3-8 定義リンクの命名規約

定義リンクの命名規約
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_def.xml
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。
※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

#### 4-3-4 表示リンクの命名規約

(略)

図表 4-3-7 表示リンクの命名規約

表示リンクの命名規約
<b>報告書</b>
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_pre.xml
<b>監査報告書</b>
jpaud- {監査報告書略号} - {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_pre.xml
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

#### 4-3-5 定義リンクの命名規約

(略)

図表 4-3-8 定義リンクの命名規約

定義リンクの命名規約
jp {府令略号} {様式番号} - {報告書略号} - {報告書連番 (3桁)}_ {EDINETコード又はファンドコード} - {追番 (3桁)}_ {報告対象期間期末日 報告義務発生日}_ {報告書提出回数 (2桁)}_ {報告書提出日}_def.xml
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」を参照してください。

## 4-5 名前空間宣言

(略)

図表 4-5-1 名前空間 URI の命名規約

名前空間URIの命名規約
<b>報告書</b> http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp {府令略号} {様式番号} / {報告書略号} / {報告書連番(3桁)} / {EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)} / {報告対象期間期末日 報告義務発生日} / {報告書提出回数(2桁)} / {報告書提出日}
<b>独立監査人の報告書</b> http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp/aud/ {監査報告書略号} / {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} / {報告書連番(3桁)} / {EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)} / {報告対象期間期末日} / {報告書提出回数(2桁)} / {報告書提出日}
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。 ※「報告対象期間期末日 報告義務発生日」について、「報告対象期間期末日」又は「報告義務発生日」のない提出書類、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書は、「報告書提出日」を指定してください。

## 4-5 名前空間宣言

(略)

図表 4-5-1 名前空間 URI の命名規約

名前空間URIの命名規約
<b>報告書</b> http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp {府令略号} {様式番号} / {報告書略号} / {報告書連番(3桁)} / {EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)} / {報告対象期間期末日 報告義務発生日} / {報告書提出回数(2桁)} / {報告書提出日}
<b>監査報告書</b> http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/jp/aud/ {監査報告書略号} / {当期又は前期の別} {連結又は個別の別} / {報告書連番(3桁)} / {EDINETコード又はファンドコード} - {追番(3桁)} / {報告対象期間期末日} / {報告書提出回数(2桁)} / {報告書提出日}
※各項目の詳細は、「図表 4-3-3 ファイル名の設定時に指定する内容(報告書)」及び「図表 4-3-4 ファイル名の設定時に指定する内容(独立監査人の報告書)」を参照してください。

## 5-1 拡張リンクロールの追加

### 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約

図表 5-1-2 拡張リンクロールの命名規約

拡張リンクロールの命名規約	
roleID	rol_{ルート要素名(AbstractとHeadingを除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番2桁}) ※
roleURI	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jp[府令略号 dei(-{報告書略号})/rol_{ルート要素名(AbstractとHeadingを除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番2桁}) ※
definition	{ルート要素の日本語冗長ラベル([タイトル項目]と[目次項目]を除いたもの)} (-{連番2桁})
generic Label	{ルート要素の英語冗長ラベル([abstract]と[heading]を除いたもの)} (-{連番2桁})
usedOn	presentationLink、calculationLink、definitionLink、footnoteLink
宣言箇所	語彙スキーマごとのロールタイプスキーマ

※ 一つの目次項目が複数の詳細ツリーを含む場合、roleID、roleURI、definition 及び generic Label の末尾に「-01」から始まる連番をそれぞれ付与します。また、複数の拡張リンクロールのルート要素が業務上同一となる場合は、roleID 及び roleURI に適切な修飾語を付与します。

## 5-2 要素の定義

### 5-2-1 要素の命名規約と属性値

#### 5-2-1-3 データ型 (type)

(略)

図表 5-2-8 EDINET タクソノミで使用されているデータ型の一覧

No	データ型	説明
1	xbri:monetaryItemType	金額を表す要素に用います。
2	xbri:stringItemType	一段落での記載事項その他レイアウトの有無が意味を持たない記載事項を表す要素に用います。(※)
3	xbri:sharesItemType	株数を表す要素に用います。
4	xbri:pureItemType	純粋型を表す要素に用います。
5	num:percentItemType	割合(%)を表す要素に用います。
6	xbri:decimalItemType	小数を表す要素に用います。

## 5-1 拡張リンクロールの追加

### 5-1-1 開示書類等提出者用の拡張リンクロールの命名規約

図表 5-1-2 拡張リンクロールの命名規約

拡張リンクロールの命名規約	
roleID	rol_{ルート要素名(AbstractとHeadingを除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番2桁}) ※
roleURI	http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jp[府令略号 dei(-{報告書略号})/rol_{ルート要素名(AbstractとHeadingを除いたもの)}(-{修飾語})(-{連番2桁}) ※
definition	{ルート要素の日本語冗長ラベル([タイトル項目]と[目次項目]を除いたもの)}
generic Label	{ルート要素の英語冗長ラベル([abstract]と[heading]を除いたもの)}
usedOn	presentationLink、calculationLink、definitionLink、footnoteLink
宣言箇所	語彙スキーマごとのロールタイプスキーマ

※ 一つの目次項目が複数の詳細ツリーを含む場合、roleID と roleURI の末尾に「-01」から始まる連番をそれぞれ付与します。また、複数の拡張リンクロールのルート要素が業務上同一となる場合は、適切な修飾語を付与します。

## 5-2 要素の定義

### 5-2-1 要素の命名規約と属性値

#### 5-2-1-3 データ型 (type)

(略)

図表 5-2-8 EDINET タクソノミで使用されているデータ型の一覧

No	データ型	説明
1	xbri:monetaryItemType	金額を表す要素に用います。
2	xbri:stringItemType	一段落での記載事項その他レイアウトの有無が意味を持たない記載事項を表す要素に用います。
3	xbri:sharesItemType	株数を表す要素に用います。
4	xbri:pureItemType	純粋型を表す要素に用います。
5	num:percentItemType	割合(%)を表す要素に用います。
6	xbri:decimalItemType	小数を表す要素に用います。

7	nonnum:textBlockItemType	文章、表等の複数の情報のまとまりを表す要素及びレイアウトが意味を持つ記載事項(例: 箇条書)を表す要素に用います。(※)
8	xbri:nonNegativeIntegerItemType	0以上の整数を表す要素に用います。
9	num:perShareItemType	一株当たりの金額を表す要素に用います。
10	xbri:dateItemType	日付を表す要素に用います。
11	xbri:booleanItemType	true又はfalseを表す要素に用います。
12	nonnum:domainItemType	ドメイン又はメンバーを表す要素に用います。

※ ただし、該当なし要素及び省略している旨等の要素(『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「4 該当なし要素」を参照。)については、ストリング型要素に替えてテキストブロック型要素を用いることも可とします。該当なし要素及び省略している旨等の要素が EDINET タクソノミにおいてストリング型で用意されている場合においてテキストブロック型要素を追加することも可とします。

## 5-2-2 定義する要素の種類と設定値

### 5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値

(略)

図表 5-2-17 該当なし項目を表す要素の設定値

<ストリング型要素の場合>

項目	内容
●スキーマファイルに設定	
要素名	{文字列(英語)}NA
(略)	

<テキストブロック型要素の場合>

項目	内容	
●スキーマファイルに設定		
要素名	{文字列(英語)}NATextBlock	
属性	type	textBlockItemType
	substitutionGroup	item
	periodType	語彙の意味から判断
	balance	—(設定しない)
	abstract	false
●名称リンクファイルに設定		
標準ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}(該当なし)
	(英語)	{文字列(英語)}(N/A)
冗長ラベル	(日本語)	{文字列(日本語)}(該当なし) [テキストブロック]
	(英語)	{文字列(英語)}(N/A) [text block]

7	nonnum:textBlockItemType	文章、表等の複数の情報のまとまりを表す要素及びレイアウトが意味を持つ記載事項(例: 箇条書)を表す要素に用います。
8	xbri:nonNegativeIntegerItemType	0以上の整数を表す要素に用います。
9	num:perShareItemType	一株当たりの金額を表す要素に用います。
10	xbri:dateItemType	日付を表す要素に用います。
11	xbri:booleanItemType	true又はfalseを表す要素に用います。
12	nonnum:domainItemType	ドメイン又はメンバーを表す要素に用います。

(追加)

## 5-2-2 定義する要素の種類と設定値

### 5-2-2-4 該当なし項目を表す要素の設定値

(略)

図表 5-2-17 該当なし項目を表す要素の設定値

(追加)

項目	内容
●スキーマファイルに設定	
要素名	{文字列(英語)}NA
(略)	

(追加)



## 6-4 定義リンクの定義

### 6-4-1 定義リンクの属性の設定

図表 6-4-2 定義リンク(ディメンション)で設定する主な属性の一覧

No	属性	値	説明	注意点
1	use	optional	定義リンク上で関係が有効であることを表します。	use属性を指定しなかった場合の既定値は「optional」です。 ※prohibitedは指定できません。
2	targetRole	roleURI	グローバルディメンション使用時の拡張リンクロールのURIを指定します。	
3	closed	true	ディメンション定義範囲を指定します。	
4	contextElement	scenario	コンテキストのシナリオにディメンション設定を指定するための定義です。	
5	order	0以上の任意の半角数値(小数も可)	報告項目の表示順序を指定します。	必ず設定します。 ※親の報告項目及びアークロールが同一である場合、order属性は一意的になるように設定します。

## 7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針

### 7-1-2 開示府令

(略)

#### ➡ 大株主の状況

大株主の状況及び(該当ある場合は)所有株式に係る議決権上位者の状況は、詳細タグ付けします。

同じ所有株式数の大株主が複数いる場合は、記載上の順位により第何位とみなします。大株主の状況又は議決権上位者の状況について、16社(者)以上記載する場合は、メンバーを追加します。

(略)

## 6-4 定義リンクの定義

### 6-4-1 定義リンクの属性の設定

図表 6-4-2 定義リンク(ディメンション)で設定する主な属性の一覧

No	属性	値	説明	注意点
1	use	optional	定義リンク上で関係が有効であることを表します。	use属性を指定しなかった場合の既定値は「optional」です。 ※prohibitedは指定できません。
2	targetRole	roleURI	グローバルディメンション使用時の拡張リンクロールのURIを指定します。	
3	closed	true	ディメンション定義範囲を指定します。	
4	contextElement	scenario	コンテキストのシナリオにディメンション設定を指定するための定義です。	
5	order	0以上の任意の半角数値(小数も可)	報告項目の表示順序を指定します。	必ず設定します。 ※親の報告項目が同一である場合、order属性は一意的になるように設定します。

## 7-1 詳細タグ付けの範囲及び方針

### 7-1-2 開示府令

(略)

#### ➡ 大株主の状況

大株主の状況及び(該当ある場合は)所有株式に係る議決権上位者の状況は、詳細タグ付けします。

同じ所有株式数の大株主が複数いる場合は、記載上の順位により第何位とみなします。大株主の状況又は議決権上位者の状況について、11社(者)以上記載する場合は、メンバーを追加します。

(略)

➔ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

(略)

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合（最近連結会計年度に係る連結財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

➔ 貸借対照表関係

注記事項の項番ごと (※) にそれぞれテキストブロックでタグ付けし、更に次の (1) から (4) までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。

- (1) たな卸資産の注記
- (2) 資産の金額から直接控除している引当金の注記
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額の注記
- (4) 受取手形割引高及び (又は) 受取手形裏書譲渡高

※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくてもかまいません。

(略)

貸借対照表関係 (連結、中間及び四半期を含む。) の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合 (最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。) は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

➔ 損益計算書関係

注記事項の項番ごと (※) にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の (1) から (3) までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。

(略)

※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくてもかまいません。

(略)

➔ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針

(略)

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

➔ 貸借対照表関係

注記事項の項番ごとにそれぞれテキストブロックでタグ付けし、更に次の (1) から (4) までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。

- (1) たな卸資産の注記
- (2) 引当金の注記
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額の注記
- (4) 受取手形割引高及び (又は) 受取手形裏書譲渡高

(追加)

(追加)

✕ 詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近 2 事業年度に係る財務諸表を記載する場合は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

➔ 損益計算書関係

注記事項の項番ごとにそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の (1) から (3) までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。

(略)

(追加)

損益計算書関係（連結、中間及び四半期を含む。）の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

**× 詳細タグ付けしないケース**

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

**→ 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係**

注記事項の項番ごと（※）にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。  
※ EDINETタクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINETタクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくてもかまいません。

（略）

**× 詳細タグ付けしないケース**

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合（最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。）は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

**7-1-9 タグ付けを要しない記載事項**

タグ付けを要しない場合と箇所は、次のとおりです。

**→ 府令様式による定型句**

府令様式に定められている定型句は、開示書類等提出者による開示情報ではないため、タグ付け範囲に含める必要はありません。

例えば、開示府令第十一号様式の【募集要項】の冒頭には、「以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。」という定型句が記載されます。当該定型句のタグ付けは不要です。

（追加）

**× 詳細タグ付けしないケース**

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

**→ 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係**

注記事項の項番ごとにそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

（追加）

（略）

**× 詳細タグ付けしないケース**

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

（追加）

**7-1-9 府令様式による定型句**

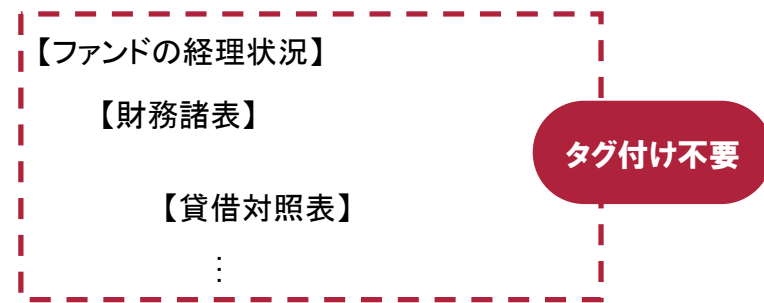
府令様式に定められている定型句は、開示書類等提出者による開示情報ではないため、タグ付け範囲に含める必要はありません。

例えば、開示府令第十一号様式の【募集要項】の冒頭には、「以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。」という定型句が記載されます。当該定型句は、タグ付け不要です。

➡ 該当事項がなく目次のみ記載する場合

該当事項がないため、目次のみを記載し、該当事項がない旨を記載しない場合は、当該目次のタグ付けは不要です。

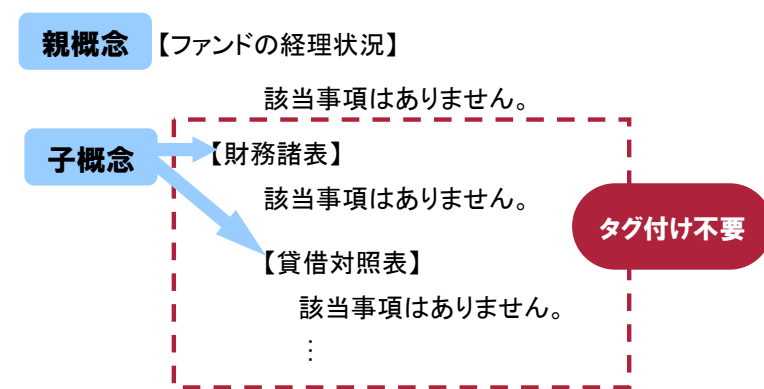
図表 7-1-11 該当事項がなく目次のみ記載する場合の例



➡ 親概念で該当事項がない旨を記載する場合

親概念となる目次に対して、該当事項がない旨を記載する場合は、当該目次の子概念となる目次に対する該当事項がない旨のタグ付けは任意です。

図表 7-1-12 親概念で該当事項がない旨を記載する場合の例



7-2 訂正報告時の提出ファイル

(略)

(注意点 3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。

(追加)

(追加)

7-2 訂正報告時の提出ファイル

(略)

(注意点 3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の提出日になっていることを確認します。

7-5 シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミ

7-5-1 ファンドごとに目次項目を分割する場合

(内容は『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』を参照してください。)

提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 4

連番及び追番一覧

No.	利用箇所	連番・追番箇所	桁数	開始番号	必須/任意	利用方法
1	提出者別タクソノミのファイル名及び名前空間 URI 報告書インスタンスのファイル名	報告書連番 (3桁)	3桁	001	必須	同日に同じ様式の他の報告書を提出する際に、報告書を区別するために使用します。  (例)大量保有報告書等の同じ様式の報告書を複数同日に提出する場合。 1つ目の大量保有報告書の報告書連番:001 2つ目の大量保有報告書の報告書連番:002
2	EDINETコード又はファンドコード	追番(3桁)	3桁	000	必須	提出者(ファンド)の追番を000とし、シリーズファンド等は、提出者(ファンド)のEDINET(ファンド)コードを基準に、「001」以上の「追番」を付与します。  ※「追番」は連続になっている必要はなく、提出書類内で一意となるように設定します。 ※経年比較の観点から、一度付与した{EDINET(ファンド)コード+「追番」}は継続的に同じものを使用します。シリーズファンドの変更があった場合も再度振りなおす必要はありません。 ※ <u>独立監査人の報告書及び独立監査人の報告書の対象となる財務諸表本表で用いる{EDINET(ファンド)コード+「追番」}は一致させるようにします。</u> ※ <u>被合併会社の独立監査人の報告書を作成する場合、当該被合併会社のEDINETコードとして、提出会社のEDINETコードに「001」以上の「追番」を付与します。</u>

7-5 シリーズファンドの提出書類の提出者別タクソノミ

(追加)

提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 4

連番及び追番一覧

No.	利用箇所	連番・追番箇所	桁数	開始番号	必須/任意	利用方法
1	提出者別タクソノミのファイル名及び名前空間 URI 報告書インスタンスのファイル名	報告書連番 (3桁)	3桁	001	必須	同日に同じ種類の他の報告書を提出する際に、報告書を区別するために使用します。  (例)大量保有報告書等の同じ種類の報告書を複数同日に提出する場合。 1つ目の大量保有報告書の報告書連番:001 2つ目の大量保有報告書の報告書連番:002
2	EDINETコード又はファンドコード	追番(3桁)	3桁	000	必須	提出者(ファンド)の追番を000とし、シリーズファンド等は、提出者(ファンド)のEDINET(ファンド)コードを基準に、「001」以上の「追番」を付与します。  ※「追番」は連続になっている必要はなく、提出書類内で一意となるように設定します。 ※経年比較の観点から、一度付与した{EDINET(ファンド)コード+「追番」}は継続的に同じものを使用します。シリーズファンドの変更があった場合も再度振りなおす必要はありません。

(略)					
7	ファンドごとの目次項目	追番(3桁)	3桁	001	(ファンドごとに目次項目を分割する場合) 必須 ファンドごとに目次項目を分割する場合は、EDINET タクソノミの要素は使用せず、ファンドの財務諸表で使用するファンドコードの追番(3桁)を、要素名及び冗長ラベルの末尾に付与した要素を追加します。

提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付5

様式ごとの DEI の設定値対応一覧

項目	説明
別記事業（連結）	有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の経理の状況の記載に基づき業種略号を記載します。有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書以外の提出書類の場合及び経理の状況が記載されない場合は、nil を設定します。連結財務諸表（中間及び四半期を含む。）が別記事業、商品先物取引業又は投資信託受益証券（以下「別記事業等」という。）の規則に基づかない場合は“CTE”とし、連結財務諸表（中間及び四半期を含む）が別記事業等の規則に基づく場合、建設業は“CNS”、銀行・信託業（中小企業等金融業及び農林水産金融業を含む。）は“BNK”、建設保証業は“CNA”、第一種金融商品取引業（有価証券関連業）は“SEC”、保険業は“INS”、鉄道事業は“RWY”、海運事業は“WAT”、高速道路事業は“HWY”、電気通信事業は“ELC”、電気事業は“ELE”、ガス事業は“GAS”、資産流動化業は“LIQ”、投資運用業は“IVT”、投資業は“INV”、特定金融業は“SPF”、社会医療法人は“MED”、学校法人は“EDU”、商品先物取引業は“CMD”、投資信託受益証券は“FND”とします。 複数併記する場合は、“,”で区切ることにします。例：商品先物取引業及び第一種金融商品取引業を併記する場合は「CMD, SEC」
別記事業（個別）	有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の経理の状況の記載に基づき業種略号を記載します。有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書以外の提出書類の場合及び経理の状況が記載されない場合は、nil を設定します。財務諸表（中間及び四半期を含む。）が別記事業、商品先物取引業又は投資信託受益証券（以下「別記事業等」という。）の規則に基づかない場合は“CTE”とし、財務諸表（中間及び四半期を含む）が別記事業等の規則に基づく場合、建設業は“CNS”、銀行・信託業（中小企業等金融業及び農林水産金融業を含む。）は“BNK”、建設保証業は“CNA”、第一種金融商品取引業（有価証券関連業）は“SEC”、保険業は“INS”、鉄道事業は“RWY”、海運事業は“WAT”、高速道路事業は“HWY”、電気通信事業は“ELC”、電気事業は“ELE”、ガス事業は“GAS”、資産流動化業は“LIQ”、投資運用業は“IVT”、投資業は“INV”、特定金融業は“SPF”、社会医療法人は“MED”、学校法人は“EDU”、商品先物取引業は“CMD”、投資信託受益証券は“FND”とします。 複数併記する場合は、“,”で区切ることにします。例：商品先物取引業及び第一種金融商品取引業を併記する場合は「CMD, SEC」

(追加)

提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付5

様式ごとの DEI の設定値対応一覧

項目	説明
別記事業（連結）	有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の経理の状況の記載に基づき業種略号を記載します。有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書以外の提出書類の場合及び経理の状況が記載されない場合は、nil を設定します。連結財務諸表（中間及び四半期を含む。）が別記事業の規則に基づかない場合は“CTE”とし、連結財務諸表（中間及び四半期を含む）が別記事業の規則に基づく場合、建設業は“CNS”、銀行・信託業は“BNK”、建設保証業は“CNA”、第一種金融商品取引業は“SEC”、保険業は“INS”、鉄道事業は“RWY”、海運事業は“WAT”、高速道路事業は“HWY”、電気通信事業は“ELC”、電気事業は“ELE”、ガス事業は“GAS”、資産流動化業は“LIQ”、投資運用業は“IVT”、投資業は“INV”、特定金融業は“SPF”、社会医療法人は“MED”、学校法人は“EDU”、商品先物取引業は“CMD”、リース事業は“LEA”、投資信託受益証券は“FND”とします。 複数併記する場合は、“,”で区切ることにします。例：商品先物取引業及び第一種金融商品取引業を併記する場合は「CMD, SEC」
別記事業（個別）	有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の経理の状況の記載に基づき業種略号を記載します。有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書以外の提出書類の場合及び経理の状況が記載されない場合は、nil を設定します。財務諸表（中間及び四半期を含む。）が別記事業の規則に基づかない場合は“CTE”とし、財務諸表（中間及び四半期を含む）が別記事業の規則に基づく場合、建設業は“CNS”、銀行・信託業は“BNK”、建設保証業は“CNA”、第一種金融商品取引業は“SEC”、保険業は“INS”、鉄道事業は“RWY”、海運事業は“WAT”、高速道路事業は“HWY”、電気通信事業は“ELC”、電気事業は“ELE”、ガス事業は“GAS”、資産流動化業は“LIQ”、投資運用業は“IVT”、投資業は“INV”、特定金融業は“SPF”、社会医療法人は“MED”、学校法人は“EDU”、商品先物取引業は“CMD”、リース事業は“LEA”、投資信託受益証券は“FND”とします。 複数併記する場合は、“,”で区切ることにします。例：商品先物取引業及び第一種金融商品取引業を併記する場合は「CMD, SEC」